

給食の放射線計測に関する陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 58 号

受理年月日 平成 23 年 10 月 18 日

付託年月日 平成 23 年 10 月 27 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情要旨 現在の国の暫定基準値に関して江戸川区の現状をふまえ、下記の疑問があると考えます。

1 係数で 2 倍されていると思われる (参考文献—1)

現在の暫定基準値として  $500 \text{ Bq} / \text{Kg}$  とされておりますが、算出段階で「例えば、収穫・出荷制限地域で生産されるはずの食品のみを住民はとるのではなく、他地域から流通してきた食品もかなりとると考えられる。」という理由から、分母に係数  $F$  が  $0.5$  とされ計算されております。

これは 2 倍されていることにあたり、現在のスーパー等に検査しなくても  $100\%$  安全な食材が半分存在し、意識しないで購入したとしても半分は安全な食材であることを前提として算出されております。

しかしながら、現在の江戸川区にあるスーパー等はそのような状況にあるとは思いがたく、汚染が疑われる地域からの暫定基準値内とされる食品が多く陳列されている状況と認識しております。

これでは係数の意味が全く無く、江戸川区の実情と暫定基準値の算出根拠がマッチしていない状況と認識しております。この状況から、暫定基準値自体がいくら国の数値といえども、今の江戸川区に適していない状況と判断します。

2 暫定基準値のもととなる「原子力施設等の防災対策について」及び「原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会環境ワーキンググループ報告書 (平成 10 年 3 月 6 日)」の基準が放射性物質が健康に悪影響を及ぼすか否かを示す濃度基準ではない (参考文献—2)

食品安全委員会から出されております資料に、暫定基準値のもと資料となります「原子力施設等の防災対策について」や、「原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会環境ワーキンググループ報告書 (平成 10 年 3 月 6 日)」の背景が「この指標は、飲食物中の放射性物質が健康に悪影響を及ぼすか否かを示す濃度基準ではなく、緊急事態における介入のレベル (防護対策指標)」と記載されており、暫定基準値自体が決して安全安心の基準値ではないということが明記されております。

上記 2 点より、下記の項目についてただちに実施していただけるよう陳情します。

記

(裏面に続く)

- 1 区内の給食を提供する小中学校、幼稚園にて給食の提供前に放射能測定を毎日実施し結果を公開すること。

上記から、暫定基準値が決して安全な基準ではないという認識のもと、まずは保護者がコントロールが出来ない学校給食に関しまして、早急に、提供前に給食をメニューごとに粉碎処理した状態で放射能測定を行い、給食に含まれる放射線量を把握し、保護者へ公開し、保護者が被曝量を管理することを可能とすること。

- 2 カリウム含みで $20\text{Bq}/\text{Kg}$ 以上検出された場合は、そのメニューを提供から外す処置をとること。

震災前のセシウムの汚染度は近年では $1\text{Bq}/\text{Kg}$ も無かったと東京大学の教授や、財団法人日本分析センターも公開されておりますことから（参考文献—3参照）、震災前と同様な給食を子供達へ提供する目的のもと、カリウムを含んだ状態で $20\text{Bq}/\text{Kg}$ 以上は子供達に与えるべきではないと判断します。よって、カリウム含みで $20\text{Bq}/\text{Kg}$ 以上検出されたメニューは、そのメニューを提供から外すべきと考えます。

- 3 計測に伴い区にて15分程度で計測可能な計測機器一式を区立小中学校、区立幼稚園へ、もれなく配布すること。

高価なゲルマニウム半導体検出器は購入できないとのご発言を耳にしますが、ゲルマニウム半導体検出器ではなくても、カリウム含みだが15分で検出限界の $20\text{Bq}/\text{Kg}$ で計測できる機器が既に100万円前後で一般販売されており、このような簡易ではあるが十分実用に堪えうると考えられる機器（参考文献—4参照）を対象として、区の予算にて計上・購入し、区立幼稚園、区立小中学校へ迅速に配布を行ってください。

- 4 既に計測を実施している保育園等の運用をもとに各小中学校、幼稚園にて計測を実施できるよう監督・指示を行うこと。

ひかり保育園（群馬県藤岡市）では、（参考文献—4）の検査機器で毎日給食の検査を運用され、結果をWEBで公開されております。このように、よく聞く「運用が難しく実質不可能」というセリフは無効であり、出来る運用であると判断できます。

知らないだけであるならば、聞けば良いだけの話であり、運用状況等ヒアリングさせていただく等の手段をとれば良いだけのことと思われまますので、運用方法を早急に確定し、各学校の栄養士へ運用を周知徹底し、運用開始とともに、区として監督・指導を行ってください。